

いじめ防止基本方針

1 基本方針

- (1) いじめは絶対に許されないという人権尊重の認識のもと、「いじめをしない・させない・見逃さない・許さない」という意識をもって、全教職員が一丸となって対応する。
- (2) 「いじめはどの学級でも起こりうる。」という意識のもと、全教職員が一丸となって組織的に対応し、保護者との信頼関係づくり、関係諸機関との連携、いじめの未然防止及び早期発見・早期解決に努める。

2 いじめ未然防止 及び 早期発見のための措置

- (1) 各教科、道徳科、生活科、総合的な学習の時間、縦割り活動等を通して、生命尊重・思いやりの心を育む。
- (2) 毎学期1回、年3回の生活アンケートを実施するとともに必要に応じて聞き取り調査を行う。
- (3) いじめ対策のための校内組織として、生活指導や教育相談を中心とした「いじめ対策委員会」を組織し、毎週1回開催する(定例 水曜日)。また、「いじめ対策委員会」の年間の活動計画を作成し、いじめの早期発見、早期解決に努める。
- (4) スクールカウンセラー（以下：SC）を中心とした教育相談を充実し、保護者・地域との連携強化を図る。
- (5) 学年会・校内委員会及び生活指導夕会を活用し、児童の小さな変化、異常、問題行動等に関する情報共有を図り、いじめの兆候を見逃さない組織的な生活指導を行う。
- (6) 入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。保護者と連携し、「子ども見守りシート」等を活用し、いじめの早期発見に努める。

3 発生時の対応

【初期対応】

- (1) 報告・連絡・相談の徹底
 - ① いじめが疑われるときは、担任・学年・生活指導部・管理職へ迅速な報告・連絡・相談をする。
 - ② 「いじめ対策委員会」を中心に現状把握、情報共有、解決策を立案し、連携して対応する。
- (2) 迅速な事実確認
 - ① 児童（当事者・周囲の者）から、複数職員で組織的に聞き取りを行う。
 - ② 聞き取った内容の整合性をとり、教職員、児童とともに事実確認を行う。
- (3) 諸機関との連携
 - ・ 学校サポートチームの召集、教育委員会や児童相談所、子ども家庭支援センター等の諸機関と連携し、協力を要請する。事態によっては警察とも連携する。

【児童対応】

- (1) いじめを受けている児童に対しては、教職員全員で守る姿勢を徹底する。
- (2) いじめを行った児童に対して、「いじめは絶対に許されない」と毅然とした指導をする。一方で加害児童の人格の成長も旨として、教育的な配慮を講じ、教職員全員の理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等の連携のもと、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (3) 必要に応じて学級や学年・学校全体で 集会等を行い、いじめについて考えさせる。

【保護者対応】

- (1) 双方の保護者に、事実・指導事項・児童の様子を正確に伝える。家庭訪問、学校での面談、電話、連絡帳など連絡の方法をよく考えて選択するし、事態が重いものは実際に会って話をする。
- (2) 保護者との面談、保護者同士の面談、臨時保護者会など必要に応じて設定する。いじめを受けた児童の保護者の心情を重視する。
- (3) いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。学校としての方針や対応策、今後の指導の見通しについて具体的に示す。

【教職員等】

- (1) 職員夕会、研修などを活用し、全教職員に指導方針を周知徹底する。「いじめ総合対策 第2次」を参照した「いじめについてのチェックリスト」を作成し共有し全教職員で実施する。必要に応じて見守り・補教体制を組む。
- (2) 学校サポートチームを活用し、児童・保護者への具体的な支援、指導を進める。

【確認事項】

- (1) いじめ解決後も、1週間後、1か月後、進級時などに本人や保護者に現状確認をする。
- (2) 日時、該当児童、指導内容、保護者連絡日時・内容等の記録を残す。
- (3) 状況により、PTAや学校運営協議会で事実や指導内容・進行状況を説明し、地域での見守り等の協力を依頼する。

4 校内組織「いじめ対策委員会」について

- (1) 構成メンバー 校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、SC、学童関係者
- (2) 学校いじめ対策委員会を中心に「いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直す。